

給付(療養費・傷病手当金など)の適正化への取り組みについて

当健康保険組合では、給付の適正化への取り組みとして、治療用装具等の申請内容や傷病手当金等の請求内容について照会文書を送付させていただくことがあります。封書が送られてきましたら、ご回答を記入のうえ必ずご返送くださいますようお願いとご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院で健康保険が使えるケースは限られています！

整骨院・接骨院でよく見かける「各種保険取扱」とは、「健康保険が適用される負傷のみ健康保険適用になります」という意味です。すべての施術に健康保険が適用されるということではありません。

健康保険の 適用となる施術

- 外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等)
- 骨折、脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要)

健康保険の 適用とならない施術

(全額自己負担で施術を受けることになります。)

- × 肩こり、筋肉疲労に対する施術
- × ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎などの病気による痛みに対する施術
(医療機関では保険診療の対象となります。)
- × 数年前のけがや交通事故の後遺症による痛みに対する施術
- × 医療機関で治療中のけがに対する施術
- × 慢性的な腰痛など、症状の改善がみられない長期間の施術
- × 仕事中や通勤中におきた負傷に対する施術

！ 施術を受けるときの注意点

- ・負傷の原因を正確に伝えましょう。
- ・療養費支給申請書の内容をよく確認してから署名しましょう。
- ・領収証を必ずもらいましょう。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう



！ 柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けた方に施術内容などの照会を行っています。

接骨院・整骨院からの請求の中には、健康保険の対象とならない誤った請求や架空請求・水増し請求などの不適切な請求が一部に見受けられます。医療費の適正化のために、施術日や施術内容等について照会させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。令和2年度から健保連北海道連合会の共同事業により、柔道整復療養費の施術内容の照会・確認を専門業者((株)大正オーディット)へ委託しています。

みんなの歩活

— minnade arukatsu —

2024 Spring 結果発表

kencomウォーキングイベント「みんなて歩活2024春」を5月1日から5月31日まで開催しました。今回は641名の皆さまにエントリーしていただきありがとうございました。また、エントリーされた方のうち半数以上の354名の方が期間中の通算スコア186,000スコア(点)を達成し、個人賞として達成者全員にグルメカードを贈呈いたしました。ご参加いただいた皆さま、お疲れさまでした。

今回のkencomウォーキングイベント「みんなて歩活2024秋」は令和6年11月に開催を予定しています。次回も素敵な賞品をご用意いたします。健康づくりのためにもぜひご参加ください！

kencomの
登録は
こちらから



チーム賞 順位	チーム名	期間中の 平均歩数	個人賞 順位	チーム名	期間中の 平均歩数
1位	デジイチ	24,576歩	1位	ヤマガミ カズヒロさん	45,161歩
2位	めで-----っく!	24,225歩	2位	ニシムラ ナオヒロさん	41,818歩
3位	HBAチーム脂肪肝 再結成	21,527歩	3位	サトウ シゲタカさん	38,698歩